

特記仕様書

－ 共通編 －

工事番号 水管 7-01

工 事 名 森本ポンプ場電気設備更新工事

工事場所 宇治市菟道森本地内

工 期 契約締結日～令和 9 年 3 月 17 日まで

(適用範囲)

本特記仕様書は、「森本ポンプ場電気設備更新工事」（以下「本工事」）という。）に適用する。

(仕様書)

本工事の施工に当たっては、本特記仕様書によるほか「宇治市土木工事共通仕様書（案）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。また、共通仕様書に対する補足事項として、下記の最新版に基づき施工するものとする。

(日本水道協会)

水道工事標準仕様書（設備工事編）

(日本下水道事業団)

電気設備工事一般仕様書・同標準図

電気設備工事必携

機械設備工事一般仕様書

機械設備工事必携（施工編）

機械設備工事必携 工事管理記録（本編）

機械設備工事必携 工事管理記録（施工管理記録編）

(国土交通省)

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備編）

なお、上記仕様書に共通する項目については、上位の順に優先するものとする。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工に当たって工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、受注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載のうち、「工事内容」、「工事種別」に関しては、以下によるものとする。

工事内容：水道施設の電気設備を更新しています

工事種別：電気工事

(標示板の記載例)

[工事標示板]

	規格・色彩等
 The diagram shows a rectangular sign with a total width of 110cm and a total height of 140cm. It features a blue header with white text 'ご迷惑をおかけします'. Below this is a large blue circle containing the text '〇〇〇〇〇〇を 〇〇しています'. A white box in the center contains the text '令和〇年〇月〇日まで 時間帯 :00~ :00'. Below this is a blue oval with white text '〇〇〇〇工事'. At the bottom, it lists the '発注者' (宇治市上下水道部水管理センター, 電話 0774-39-9306) and the '施工者' (〇〇〇〇建設株式会社, 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇). Dimensions on the right side indicate a 2cm top margin, a 12cm header height, a 43cm main body height, a 35cm white box height, an 11cm oval height, and a 35cm bottom section height, with a 2cm bottom margin.	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青文字とする。 ・工事種別、工事内容については、表の記載例を参照のこと。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝剤（ソフトカバー）をつけること。

[工事説明看板]

	設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間、設置する。
	設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
	規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
	摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境に考慮し個別に判断。

(施工条件)

既存水道施設が供用中のため、施工順序は施設の運用に支障とならないよう監督職員と協議の上、決定するものとする。

(工事着手時期)

本工事は、地元地域・施設との調整完了後に着手するものとする。着手時期は別表1を参照するものとし、着工日は令和7年10月頃（機器製作開始）を予定しているが、関連工事との調整により前後する場合がある。

(工事着手前調査)

工事着手にあたっては、事前に工事施工箇所及びその周辺にある設備・機器並びに施設の外壁・外構・排水溝等の現況を写真により記録するものとする。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。但し、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

3. 工場製作の期間

設備機器等の工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。但し、その期間については書面により明確にするものとする。

（工事作業時間）

本工事の工事作業時間は、下記を原則とする。但し、現場状況及び関係機関との調整等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事又は種別・細別	時間帯	備考
工事作業時間（昼間）	9：00～17：00 （準備時間含まず）	
施設停止可能時間（平日）	10：00～16：00	詳細は協議による

（週休2日制工事及び現場閉所日について）

1. 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。なお、本工事の現場閉所日は土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始とする。また、祭事等の地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

2. 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。

3. 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

4. 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

5. 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
6. 月単位又は通期での週休 2 日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
7. 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・4 土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(交通誘導警備員)

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置状況を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。なお、条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員
監督職員と協議による	延べ人員 28 名 (昼間)

(工事用電力)

電力（動力、照明）を使用する費用等一切は、受注者の負担とする。仮設電源の施工にあたっては、「電気設備技術基準」等関係諸法規を遵守し、且つ、工事終了後は速やかに撤去するものとする。なお、電力設備には感電防止漏電遮断器を設置し、感電防止に努めるものとする。

(工事用水)

工事用水においては、既存施設から利用することが出来る。なお、当該施設を利用する場合は、当該施設運営管理に支障をきたさぬよう節水に努めるものとする。

(仮設物)

1. 受注者は、現場事務所、作業員休憩所、材料倉庫、営繕設備等、必要な仮設物を設ける場合は、設置位置、規模等について施工計画書に記載し提出するとともに、監督職員の承諾を得るものとする。
2. 水道施設内に仮設物を設ける場合は、「水道用地使用許可願」により許可を得るものとする。
3. 受注者は、第 1 項により設置する仮設物には、火災及び盗難の予防及び保安について必要な措置を施すとともに、工事件名、工期、受注者名、現場代理人氏名等を表示しなければならない。
4. 受注者は、仮設物、仮囲い等の設置に当たっては、その期間及び周囲の状況に応じたものにしなければならない。

(仮設トイレ)

受注者は、工事の施工に当たって仮設トイレを設置する場合は、外部から見えないよう囲い等を設置するとともに、本工事現場が水道施設であることを作業員全員に周知し、定期的な汚物の搬出、清掃及び美化に努めるものとする。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めるものとする。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し目的完了後、直ちに返却するものとする。万が一、個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処するものとする。

(資格を必要とする作業)

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。なお、その際は、あらかじめ資格を証明する書類（有資格者名簿）を提出するものとする。

(緊急対応)

本工事現場は運用中の水道施設であるため、受注者は、緊急異常等の発生時、作業中であっても作業を中断し、緊急対応が円滑に行えるよう協力しなければならない。

(衛生管理)

本工事の従事者は、保健所等の検査資格を有する機関の健康診断（消化器系細菌検査）を受診し、従事前検査成績書を提出しなければならない。病原体検査は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌（O157）を対象とし、便について行うものとする。

また、最初の受診日から6ヶ月を超えて受注工事に従事する者は、概ね6ヶ月ごとに検査成績書を提出するものとする。なお、詳細は別途指示するものとする。

(環境の保全)

1. 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行するものとする。
2. 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用するものとする。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

3. 大規模な裸地の出現防止のため、段階的な工事实施や調整池（沈砂池）設置等、流末の水環境の保全を考慮するものとする。
4. 地域における伝統的祭事等の実施が円滑に行われるよう、地元等と十分に調整の上、工事を実施するものとする。

（工事中の安全確保）

受注者は、共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、協力業者及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- 1) 建設工事の請負契約に関すること
- 2) 労働関係法令に関すること

〔研修の参考とする図書等の例〕

- ・建設業法令遵守ガイドライン（令和6年12月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引き（（財）建設業適正取引推進機構）

（施工体制台帳及び施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載するものとする。
また、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付するものとする。

（残土処理及び廃棄物処理計画書・報告書の作成）

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出するものとする。

また、必要に応じ「残土処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出するものとする。

なお、添付書類については下記によるものとする。

	残土処理	廃棄物処理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し （指定した処分地と同じであれば不要）
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し （自己運搬であれば不要）
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し

	○「契約書の写し」又は 「受け入れ承諾書」	収集運搬を委託する場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量 「京都府条例」「条例施工規則」の遵守
	○指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	○指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地
	○建設リサイクル報告様式	○建設リサイクル報告様式
変更	○当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要	○当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要
	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は 「受入承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
		○運搬方法変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○建設リサイクル報告様式は不要	○建設リサイクル報告様式は不要
報告	○残土処理報告書	○廃棄物処理報告書
	○受入証明書（受入た事を証明する書類） ・運搬チケットの写し等は不要	○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」 （マニフェスト原本は検査時に提示） （マニフェストで積載重量確認ができない場合は伝票等）
	○建設リサイクル報告様式（エクセル、メール等）	○建設リサイクル報告様式（エクセル、メール等）

	○写真 ・ 運搬経路 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場	○写真 ・ 運搬経路 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 ・ 自己運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 ・ 委託運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 許可番号
--	--	--

(建設発生残土)

1. 建設発生残土については、(株)清水工業に搬出するものとし、受入れ条件は下記の通りとする。なお、搬出するにあたり土壌調査を行い、その結果を監督職員に報告することとするが、搬出先が土壌調査の実施を他工事と同一工事現場等の理由で不要とした場合、又は土壌調査の結果、受入不可とした場合は、その取扱いを監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

建設発生土	事業所名及び 連絡先	受入期間及び 受入時間	その他受入条件	距離
建設発生土	(株) 清水工業 075-748-8350	8:30～17:00	岩の混入率及び最大寸法制限なし	5.78km

2. 本工事については、積算上上記の条件を設定しているが、受注者の希望によって他施設へ搬出する場合は、設計変更の対象としない。なお、搬出先との協議により建設発生残土の受入が困難となった場合は、監督職員と協議の上、他施設に搬出できるものとし、設計変更の対象とする。

他施設については、以下の選定条件のいずれかを満足する施設から選択し、監督職員の承諾を得ること。

【選定条件】

- ・ 土砂条例等の法令許可を有している施設
- ・ スtockヤード運営事業者登録がされている施設

3. 受注者が(株)清水工業と残土処分契約を締結するまでに一般財団法人城陽山砂利採取跡地整備公社の受入れが可能となった場合には、処分先を変更することとする。これに伴う残土処分費(運搬費含む)及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

(発生土の流用)

本工事の埋戻し材料は、現場発生土(流用土)とする。工事着手時に現場発生土が埋戻し材に適しているかの判別の為、現場発生土の含水比試験、粒度試験、液性・塑性限界試験、コーン指数試験、工学的分類を行うものとし、土質区分を明確にするもの

とする。なお、試験位置および箇所数については、別途監督職員より指示する。

また、試験結果により、埋戻し材料を購入土に変更する場合があります、この場合は、設計金額変更の対象とする。

（建設副産物）

本工事の施工により発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出するものとし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を整理・保管しなければならない。なお、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないものとする。

（産業廃棄物税）

平成１７年４月１日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入された産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対し課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（再生資源の利用及び利用促進計画書（実施書）の提出）

受注者は、下記の事項について共通仕様書の第２４条「建設副産物」の８に基づき、所定の様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、工事期間中は、再生資源利用及び利用促進計画書においては公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。

また、工事完成後は、計画及び実施状況の記録を５年間保管しなければならない。
「再生資源利用計画書（実施書）」

作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 ① 土砂 ② 碎石 ③ 加熱アスファルト混合物	① 建設資材毎の利用量 （新材・再生材を問わず） ② 利用量の内、再生資源の種類毎の利用量 ③ その他、再生資源の利用に関する事項

「再生資源利用促進計画書（実施書）」

作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事	

① 建設発生土 ② コンクリート塊 ③ アスファルトコンクリート塊 ④ 建設発生木材 ⑤ 廃プラスチック ⑥ 建設汚泥 ⑦ 建設混合廃棄物	① 指定副産物の種類毎の搬出量 ② 指定副産物の種類毎の再資源化施設 又は他の建設工事現場への搬出量
---	--

(受領書の交付)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、搬出先の名称及び所在地、搬出量と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(再生資材の利用)

本工事においては、下表の通り再生資材を使用するものとする。但し、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とするものとする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	アスファルト舗装	

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用など」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としないものとする。但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体などの方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (盤, 配管等)	☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化などをする施設の名称及び所在地

特定建設 資材廃棄物	受入場所	受入期間及び 受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト・コンクリート 塊	(株)藤田産業	日曜を除く、毎日 8 時～16 時半	コン塊、アス塊等は一辺 100 cm 未満に限る。コン塊に細いメッ シュ（ラス）が含まれているも のは受入不可。スラグはコンガ ラ、アスガラ混入があるとコン ガラ扱いになる。残土ガラは受 け入れ不可。	2. 19km

※ 上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設などを指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更など、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(建設廃棄物)

本工事の施工により発生する建設廃棄物は自由処分とする。なお、本工事については、積算上以下の条件を設定しているが、受入場所を指定するものではなく受注者の提示する受入場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更など、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

建設廃棄物	受入場所	受入期間及び 受入時間	その他受入条件	距離
建設混合廃棄物 (プラ有混載ほ か)	(一財)宇治廃 棄物処理公社	土曜日、日曜日を 除いた月 1 回程 度(不定期) 9 時～16 時	事前協議が必要 搬入経路・搬入日につい て指定あり	4. 88km

(舗装版切断作業時に発生する排水処理)

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処分するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(有価物)

本工事において発生する建設副産物のうち、金属くず（鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、機器類、電線管類等）においては、原則として有価物として搬出するものとする。但し、有価物として搬出できないものにおいては、産業廃棄物として処分するものとする。

(運搬管理表の提出)

受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等 1 台毎の積載量等を記入した運搬管理表（宇治市ホームページ掲示）を作成のうえ、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。なお、伝票等については、監督職員又は検査員から請求があった場合は提示しなければならない。

(石綿事前調査)

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照し、工事着手前に既存建築材料等に石綿が使用されているか否か調査し、石綿の使用の有無に関わらず事前調査結果を発注者及び厚生労働省（石綿事前調査結果報告システムにて）に報告しなければならない。なお、事前調査は、設計図書その他書面による調査、現地での目視による調査を原則とするが、分析による調査が必要な場合は設計変更の対象とする。

(材料品質)

工事に使用する材料は、原則 JIS 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものを使用するものとする。

(材料確認)

受注者は、工事に使用する材料のうち、下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を提出し確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	様式
材料	加工品類（配管・鋼材等）	土木 15-1
	鉄筋類	土木 15-1

(工場検査)

1. 受注者は、発注者が指定する機器等について、当該製作工場において発注者の立会いによる検査（以下「工場検査」という。）を実施するものとする。
2. 工場検査に当たって受注者は、その都度検査要領書を提出するものとする。また、社内試験成績書及び関連機器の試験成績書等、必要な書類を事前に提出するものとする。
3. 工場検査の完了後、受注者は工場検査成績書を提出するものとする。
4. 受注者は、工場検査に必要な人員及び資機材の準備、写真、資料等の整備に必要な費用を負担するものとする。

(社内検査)

受注者は、発注者が指定する機器等について、原則、当該製作工場において受注者による検査（以下「社内検査」という。）を実施するものとする。

但し、汎用機器等について当該製作工場における検査・試験成績書に受注者による出来形・品質を確認した書類を添付して提出する場合は、この限りではない。

(段階確認・立会確認)

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。但し、確認の実施時期及び実施箇所は、監督職員が指示するものとする。

1. 段階確認

種別	細別	確認時期	確認内容	様式
機器	社内検査	搬入前	出来形・品質	土木 16-1
	機器搬入	搬入時	出来形・品質	土木 16-1
	あと施工アンカー(接着系)	打設後	品質	土木 16-1
	据付精度	据付完了時	出来形	土木 16-1
	性能確認運転(試運転) ^{※1}	試運転時	品質	土木 16-1
基礎	配筋	完了時	出来形	土木 16-1
	型枠	完了時	出来形	土木 16-1
	コンクリート	打設前	品質	土木 16-1
不可視部分	地中配管	埋戻前	出来形	土木 16-1
	接地極	埋戻前	出来形	土木 16-1
	ハンドホール	埋戻前	出来形	土木 16-1

※1 性能確認運転(試運転)とは、総合試運転を行わない工事の実負荷等による機能・性能確認等の試験であり、そ

の実施内容は次による。

ア) 設備及び機器の連携運転による機能・維持管理性の確認及び調整

イ) 維持管理職員(委託業者を含む)に対する運転操作、保守点検方法の基礎的指導

2. 立会確認

項目	確認時期	様式
工場検査	搬入前	建築 16-2
発生土資料採取	着手前	土木 17-1

(部分使用)

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第 3 3 条の規定に基づく本工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けるものとする。

(部分払いに係る対象部分)

本工事における工事請負契約書第 3 7 条に定める部分払い対象は、下表のとおりとする。

工種	部分払い対象	数量	検査時期
電気	柱上気中開閉器	2 台	令和 8 年 3 月
	1 ～ 4 号ポンプ制御盤	4 面	
	ポンプ制御リレー盤	1 面	
	羽戸山高峰山 T M 親局盤	1 面	
	森本ポンプ場 T M 子局盤	1 面	
	建築動力盤	1 面	
	送水流量計	1 台	

(工事記録写真)

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督職員が随時確認できるようにするとともに、工事完成時に提出するものとする。なお、工事記録写真の撮影は、別表 2 に準ずるものとする。

(耐震対策)

機器の据付に係る耐震対策は、「建築設備耐震設計・施工指針 2 0 1 4 年版」によるものとし、耐震クラスは S とし、水道工事標準仕様書(設備工事編)を参照するものとする。

(提出書類)

1. 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提出書類	様式	部数	提出期限
週間工程表	任意様式 ^(注1)	1	週末に
機器製作計画書	任意様式	2	契約後60日以内
材料・製品等承諾願	建築様式14 ^(注2)	2	製作開始前
耐震計算書	任意様式	2	承諾願と同時
各種容量計算書	任意様式	2	承諾願と同時
工場等検査立会願	建築様式16-2 ^(注2)	2	立会日の14日前
出来形数量表	任意様式	1	監督職員が指示した日
搬入出計画書	任意様式	2	搬入出の7日前
各種作業計画書 ^(注3)	任意様式	2	各種作業の7日前
完成図書 ^(注4)	任意様式	1	工事完成まで

(注1) 週間工程表及び出来形成果表については任意様式であるが、監督職員が指示する項目については全て記載するものとする。

(注2) 「建築工事関係書類(施工関係)」(宇治市ホームページ掲示)を使用するものとする。

(注3) 各種作業計画書とは、仮設、撤去、切替、停電、試験、試運転、総合試運転等を示す。

(注4) 完成図書の作成については、監督職員の指示により作成するものとする。なお、完成図書の製本形式は下表によるものとする。

完成図書の製本形式

製本方法	部数	備考
工事完成図書(A4判製本)	1	1. 機器完成図 2. 施工承諾図 3. 機器取扱説明書 4. 検査試験成績書 5. 施工管理記録 6. 運転操作に関する説明書 7. アフターサービス表 8. その他 ・保証書 ・付属品一覧表 ・各種計算書 ・各種設定値一覧表 ・標準耐用年数一覧表 ・機器リスト表 ・検討書 等
工事完成図面縮小版(A3折りA4判製本)	2	

工事記録写真帳	1	
官公庁手続書類(副本)	1	
電子成果品 (CD-R又はDVD-R)	1	1. 工事完成図書データ (PDF) 2. 図面データ (DWG形式) 3. 工事記録写真 4. 官公庁手続書類データ

2. 工事日報は提出を必要としないが、受注者にて日々の作業を把握し記録するものとする。なお、工事状況等を確認するため監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。

3. 請負代金内訳書の提出については、仕訳書の添付は必要としないものとする。

4. 完成図書以外の提出書類の製本形式は下記によるものとする。

(1) 製本の厚さが、10cmを超える場合は分冊とする。

(2) 左右どちらからでも取り外しのできるパイプ式の厚型ファイル(A4版)とする。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する材料等について納品書・納入書等の原本、若しくはその写しを提出するものとする。なお、再資源の利用及び利用促進計画書(実施書)に記載するもの及び交通誘導警備員については、発注数量との対比を行うものとする。

(建設業退職金共済制度の提出)

受注者は、下記の書類(様式は宇治市ホームページ掲示)を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実施報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(火災保険等の加入)

受注者は、工事目的物及び工事材料等を組立、火災保険等に付さなければならない。その場合、加入した保険証書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、保険の加入時期は、原則として工事着手のときとし、終期は工事完成後の14日とする。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(軽微な変更)

工事施工中、構造物、機械並びに電気設備等の関係で生じる機器等の位置変更、配管、配線経路の変更等の軽微な変更は、施工承諾図を提出し監督職員の承諾を得て行うことが出来る。この場合においては、設計変更の対象としない。但し、本変更の範囲は、設計の本質的機能を変えるものであってはならない。

(工事下請負)

受注者は、当市が指名停止措置を行っている第三者に対して、当市の契約についての全部若しくは一部を下請け受託させてはならない。

(工事繰越)

受注者は、昨今の社会情勢により、年度契約工期内に機器類や材料の納品がし難い場合、監督職員と協議の上、本工事を次年度繰越工事とすることができる。

－電気設備工事編－

(目的)

本工事は、森本ポンプ場の電気設備の更新を行うものである。

(工事概要)

設計図（以下、「付図」と略す。）を参照し、下記の作業を行うものとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 各種電気設備の設計、製作及び据付 | 1 式 |
| 2. 電気配管配線工事 | 1 式 |
| 3. 管路掘削工事 | 1 式 |
| 4. ポンプ室内ピット築造工事 | 1 式 |
| 5. 屋外基礎築造工事 | 1 式 |
| 6. 接地工事 | 1 式 |
| 7. 撤去工事 | 1 式 |
| 8. 仮設工事 | 1 式 |
| 9. 共通事項 | 1 式 |
| 1) 現場試験（単体調整・組合せ試験） | 1 式 |
| 2) 試運転 | 1 式 |
| 3) その他関連諸工事 | 1 式 |
| 4) 関係官署への必要な申請手続き | 1 式 |

(システム設計)

本工事は、別途システム設計を積算しており、下記に示すシステム設計に係る業務を行うものとする。

	業 務 内 容
設計書類関連	1. 発注設計図書の確認、条件確認等、施設能力面よりの機器仕様の確認及び検討 2. 最適設計、細部計画等の立案 3. 各種機器の容量計算書の確認及び検討（システム全体を考慮） 4. 当該施設の運転状況及び既設設備の確認 5. 他工事（土木、建築、機械設備等）との取合について確認及び検討 6. 施設能力面からのシステム構成、計装フロー、運転操作方案等の検討及び作成 7. 保護協調の検討 8. 計装設備等の測定範囲・目盛値の決定 9. 耐震に係る機器等の基礎ボルト等の強度計算書等の作成

	10. ケーブル、ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管、架台等の材料の確認 11. 上記書類の照査 12. 各種計算書等の作成（耐震計算、電線・ケーブル選定根拠、各種電線路選定根拠等） 13. 承諾図書の作成
設計図書関連	1. 単線結線図、システム構成図、計装フローシート等の作成 2. 施設に係る平面図等の作成 3. 機器の配置平断面図等の作成 4. 機器の据付図等の作成（基礎図を含む） 5. 配線・配管図等の作成 6. 接地系統図等の作成 7. 1～6項以外の施設に係る必要な図面等の作成 8. 上記図面の照査 9. 購入機器の図面の照査 10. 承諾図書の作成

（一般事項）

1. 本工事で製作又は購入手続きをする機器等については、監督職員の承諾を得た後に開始するものとする。なお、監督職員の承諾によって、受注者の責務（契約不適合責任等）が免責又は軽減されるものではない。
2. 各機器の操作場所及び保守点検スペースを確保するよう、機器類の配置を十分に検討すること。
3. 各機器の付属品は、仕様書に明記がなくとも、運転保守上当然必要なものは納入するものとする。
4. 仕様書及び付図に明記されていない事項でも、機器装置の構造上及び電氣的性能並びに施工上当然必要なものは、受注者の負担でこれを施工するものとする。
5. 試験・測定に使用する測定機器類は、正しく校正されたものを使用し、報告書作成時には、使用機器の型式、校正年月日、校正試験の有効期限等を記入するものとする。
6. 仕様書、付図の内容について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。
7. 盤製作による共通仕様は下記を標準とするが、監督職員が承諾した場合はこの限りではない。

（1）板 厚 S S 製 本体：2.3 mm以上

但し、機械的強度を必要とする場合は、適切な補強又は3.2 mm以上の板厚とする

- (2) 扉 鍵 承諾で決定するものとする
- (3) 塗装仕様 屋内：メラミン樹脂焼付塗装（半艶）
屋外：ポリウレタン樹脂塗装（全艶）
- (4) 塗装膜厚 表面 60 μ m 以上
内面 40 μ m 以上
- (5) 塗 装 色 承諾で決定するものとする
- (6) 予 備 品
- | | | |
|---|----------|----------|
| ・ 信号灯・表示灯電球(LED) | 盤 1 面につき | 各種 1 個以上 |
| ・ グローブ類 | 取付個数の | 10%以上 |
| ・ 制御回路用ヒューズ [※] （電力ヒューズ [※] 含む） | 取付個数の | 100%以上 |
| ・ 補助継電器類(タイマー含む) | 取付個数の | 10%以上 |
| ・ 盤内灯 | 取付個数の | 100%以上 |
- 各種予備品の最低数は 1 個とし、原則としてトータル数量をケース(樹脂製)に納めて備えるものとする。

(機器製作)

本工事において新設（製作）又は改造する機器の名称、員数は以下の通りとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 柱上気中開閉器 | 2 台 (E- 01) |
| (2) 引込盤 | 1 面 (E- 02) |
| (3) 受電盤 | 1 面 (E- 03) |
| (4) 動力変圧器盤 | 1 面 (E- 04) |
| (5) 電灯変圧器盤 | 1 面 (E- 05) |
| (6) 1～4 号ポンプ制御盤 | 4 面 (E- 06) |
| (7) ポンプ制御リレー盤 | 1 面 (E- 07) |
| (8) 直流電源盤・インバータ盤 | 1 面 (E- 08) |
| (9) 羽戸山・高峰山 TM 親局盤 | 1 面 (E- 09) |
| (10) 森本ポンプ場 TM 子局盤 | 1 面 (E- 10) |
| (11) 建築動力盤 | 1 面 (E- 11) |
| (12) 送水流量計 | 1 台 (E- 12) |

(撤去工)

付図を参照し、既設盤、ケーブル等の撤去を行うものとする。但し、新設設備の各々が正常に安定した動作に至ることを確認した後に行うものとする。

(仮設工)

付図を参考に、下記の事項を遵守し仮設を行うものとする。

1. 原則ころがし配線(配管)とするが、他工事に支障がないように行うものとする。
2. ハンドホール・ピット内への配線は、鉄蓋を浮かし挿入するものとするが、その際雨水等が浸入しないよう養生を行うものとする。
3. 盤類を移設する場合は、転倒等ないように処置するとともに、虫や小動物が侵入しないよう養生を行うものとする。

(撤去機器)

本工事において撤去する機器は、以下の通りとする。

(1) 柱上気中開閉器	2 台
(2) 引込盤	1 面
(3) 受電盤	1 面
(4) 動力変圧器盤	1 面
(5) 電灯変圧器盤	1 面
(6) 1～4号ポンプ盤	4 面
(7) 補機盤	1 面
(8) 自動力率コントロール盤	1 面
(9) ポンプ制御リレー盤	1 面
(10) 直流電源盤	1 面
(11) インバータ盤	1 面
(12) 森本ポンプ場テレメータ子局盤	1 面
(13) 羽戸山高峰山テレメータ親局盤	1 面
(14) グラフィック盤	1 面
(15) 1, 2号ポンプ操作盤	1 面
(16) 3, 4号ポンプ操作盤	1 面
(17) 送水流量計	1 組

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-01	
機 器 名 称	柱上気中開閉器	数 量	2 台
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 形 式 屋外柱上取付形 2. 仕 様 (1) 方向性 7.2kV 200A 過電流ロック (2) 開閉器 SUS 製 (3) 制御装置 屋内制御盤埋込形 (4) ZCT 内蔵 (5) モールドコーン形 3. 付属機器 (1) S O G 制御ケーブル中継端子箱 (2) 制御ケーブル (3) その他必要なもの		
主 要 部 材	仕様に記載の通り		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受電設備 使用条件 標準使用状態		
	設置場所	屋外	屋内
参 考 図	有 無		
製作者指定・登録	有 無		
工 場 検 査	社内 立会い 公的機関		
制 約 事 項	特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-02	
機 器 名 称	引込盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S C 6 2 2 7 1 - 2 0 0		
仕 様	1. 概略寸法 W1000×D2000×H2400 2. 形 式 屋外自立形 3. 収納機器 (1) 取引用変成器スペース 1 式 (2) 電源切替用高压交流真空負荷開閉器 7.2kV 400A 1 台 (3) 補助継電器類 1 式 (4) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 電力量計取付スペース 1 台 (2) 切替スイッチ 1 個 (3) 操作スイッチ 1 個 (4) 監視用覗き窓 1 式 (5) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：ポリウレタン樹脂塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受変電設備		
	使用条件 標準使用状態	設置場所	☒ 屋外 屋内
参 考 図	☒ 有 無		
製作者指定・登録	有 ☒ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-03	
機 器 名 称	受電盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S C 6 2 2 7 1 - 2 0 0		
仕 様	1. 概略寸法 W1000×D2000×H2400 2. 形 式 屋外自立形 3. 収納機器 (1) 断路器 7.2kV 200A 1 台 (2) 真空遮断器 7.2kV 400A 12.5kA 1 台 (3) 計器用変圧器 2 台 (4) 配線用遮断器 2P 50AF 2 台 (5) 変流器 50/5A 2 台 (6) 補助継電器類 1 式 (7) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) 交流電流計 1 個 (3) 交流電圧計 1 個 (4) 力率計 1 個 (5) 電力計 1 個 (6) 電力量計 1 個 (7) 周波数計 1 個 (8) 電圧切替スイッチ 1 個 (9) 電流切替スイッチ 1 個 (10) 操作スイッチ 1 個 (11) 押釦スイッチ 3 個 (12) 不足電圧継電器 1 台 (13) 過電流継電器 1 台 (14) 地絡方向継電器 2 台 (15) 監視用覗き窓 1 式 (16) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：ポリウレタン樹脂塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受変電設備 使用条件 標準使用状態		
	設置場所	☒ 屋外	☐ 屋内
参 考 図	☒ 有 ☐ 無		
製作者指定・登録	☒ 有 ☐ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし ☐ 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-04	
機 器 名 称	動力変圧器盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S C 6 2 2 7 1 - 2 0 0		
仕 様	1. 概略寸法 W800×D2000×H2400 2. 形 式 屋外自立形 3. 収納機器 (1) 三相モールド変圧器 6600/440V 500kVA 1 台 (2) 変流器 1000/5A 2 台 (3) 計器用変圧器 2 台 (4) 配線用遮断器 3P 225AF 4 台 (5) 配線用遮断器 3P 100AF 1 台 (6) 零相変流器 1 台 (7) 補助継電器類 1 式 (8) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) 交流電流計 1 個 (3) 交流電圧計 1 個 (4) 電圧切替スイッチ 1 個 (5) 電流切替スイッチ 1 個 (6) 押釦スイッチ 3 個 (7) 監視用覗き窓 1 式 (8) 温度計 1 式 (9) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：ポリウレタン樹脂塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受変電設備 使用条件 標準使用状態		
	設置場所	☒ 屋外	☐ 屋内
参 考 図	☒ 有 ☐ 無		
製作者指定・登録	☒ 有 ☐ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし ☐ 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-05	
機 器 名 称	電灯変圧器盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J E M 1 2 6 5		
仕 様	1. 概略寸法 W1200×D2000×H2400 2. 形 式 屋外自立形 3. 収納機器 (1) 三相モールド変圧器 440/210V 10kVA 1 台 (2) 単相モールド変圧器 440/210-105V 10kVA 1 台 (3) 変流器 60/5A 2 台 (4) 変流器 40/5A 2 台 (5) 配線用遮断器 3P 100AF 5 台 (6) 配線用遮断器 3P 50AF 7 台 (7) 配線用遮断器 2P 50AF 4 台 (8) 補助継電器類 1 式 (9) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) 交流電流計 2 個 (3) 交流電圧計 2 個 (4) 電圧切替スイッチ 2 個 (5) 電流切替スイッチ 2 個 (6) 押釦スイッチ 3 個 (7) 監視用覗き窓 1 式 (8) 温度計 1 式 (9) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：ポリウレタン樹脂塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受変電設備 使用条件 標準使用状態		
	設置場所	☒ 屋外	☐ 屋内
参 考 図	☒ 有 ☐ 無		
製作者指定・登録	☒ 有 ☐ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし ☐ 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-06	
機 器 名 称	1～4 号ポンプ制御盤	数 量	4 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W800×D800×H2400 (1 面あたり) 2. 形 式 屋内自立形 3. 収納機器 (1) 配線用遮断器 3P 225AF 1 台 (2) 配線用遮断器 3P 50AF 1 台 (3) 配線用遮断器 2P 50AF 1 台 (4) 三相 400V 90kW リアクトル起動主回路 (非可逆) 1 組 (変流器、3E リレー、漏電リレー、進相コンデンサ付) (5) 三相 200V 0.4kW 直入起動主回路 (可逆) 1 台 (サーマルリレー、漏電リレー、進相コンデンサ付) (6) 制御用変圧器 1 台 (7) 補助継電器類 1 式 (8) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) 交流電流計 1 個 (3) 開度指示計 1 個 (4) 電流切替スイッチ 1 個 (5) 切替スイッチ 2 個 (6) 操作スイッチ 2 個 (7) 引釦スイッチ 1 個 (8) 押釦スイッチ 3 個 (9) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装: メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 運転操作 (送水ポンプ) 設備		
	使用条件 標準使用状態	設置場所	屋外 ☒ 屋内
参 考 図	☒ 有 無		
製作者指定・登録	有 ☒ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-07	
機 器 名 称	ポンプ制御リレー盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W600×D800×H2400 2. 形 式 屋内自立形 3. 収納機器 (1) 補助継電器類 1 式 (2) アイソレータ 2 台 (3) 警報設定器 6 台 (4) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) 切替スイッチ 1 個 (3) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 運転操作 (送水ポンプ) 設備 使用条件 標準使用状態		
	設置場所	屋外	☒ 屋内
参 考 図	☒ 有 無		
製作者指定・登録	有 ☒ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-08	
機 器 名 称	直流電源盤・インバータ盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W600+W800×D800×H2400 (各 1 面 1 式) 2. 形 式 屋内自立形 3. 収納機器 (1) 整流器 50A 1 台 (2) 整流器用変圧器 1 台 (3) 長寿命 MSE 形蓄電池 50AH/10HR 54 セル 1 式 (4) シリコンドロップ 10A 1 台 (5) インバータ 1kVA 1 台 (6) サイリスタスイッチ 1 台 (7) 配線用遮断器 3P 50AF 1 台 (8) 配線用遮断器 2P 100AF 2 台 (9) 配線用遮断器 2P 50AF 7 台 (10) 配線用遮断器 2P 30AF 3 台 (11) 補助継電器類 1 式 (12) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) デジタルパネル 1 式 (2) 交流電流計 1 個 (3) 直流電流計 2 個 (4) 交流電圧計 1 個 (5) 直流電圧計 1 個 (6) 電圧切替スイッチ 2 個 (7) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 無停電電源設備 使用条件 標準使用状態 設置場所 屋外 ☒ 屋内		
参 考 図	☒ 有 無		
製作者指定・登録	有 ☒ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-09	
機 器 名 称	羽戸山・高峰山TM親局盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W700×D800×H2400 2. 形 式 屋内自立形 3. 収納機器 (1) 補助継電器類 1 式 (2) アイソレータ 9 台 (3) テレメータ親局スペース (2 台分) 1 式 (4) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) 開度指示計 2 個 (3) 流量指示計 (縦形) 4 個 (4) 水位指示計 (縦形) 2 個 (5) 切替スイッチ 2 個 (6) 操作スイッチ 2 個 (7) 押釦スイッチ 3 個 (8) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装: メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 監視制御設備		
	使用条件 標準使用状態	設置場所	屋外 ☒ 屋内
参 考 図	☒ 有 無		
製作者指定・登録	有 ☒ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考	テレメータ親局は既設を移設・設置する。		

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-10	
機 器 名 称	森本ポンプ場TM子局盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W700×D800×H2400 2. 形 式 屋内自立形 3. 収納機器 (1) テレメータ子局スペース (1 台分) 1 式 (2) 流量計変換器設置スペース (1 台分) 1 式 (3) アイソレータ 1 台 (4) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 表示灯類 1 式 (2) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 監視制御設備 使用条件 標準使用状態		
	設置場所	屋外	☒ 屋内
参 考 図	☒ 有 無		
製作者指定・登録	有 ☒ 無		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考	テレメータ子局は既設を移設・設置する。		

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-11	
機 器 名 称	建築動力盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W500×D125×H600 2. 形 式 屋内壁掛形 3. 収納機器 (1) 配線用遮断器 3P 50AF 1 台 (2) 漏電遮断器 3P 50AF 3 台 (3) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) 切替スイッチ 3 個 (2) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 分電設備		
	使用条件 標準使用状態	設置場所	屋外 ☐ 屋内 ☒
参 考 図	☒ 有 ☐ 無		
製作者指定・登録	有 ☐ 無 ☒		
工 場 検 査	社内 ☒ 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし ☐ 有り		
備 考			

個別機器仕様書

整 理 番 号		E-12	
機 器 名 称	送水流量計	数 量	1 台
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 形 式 電磁式 2. 測定対象 上水 3. 口 径 400 φ 4. 精 度 ±0.5[%FS] 5. 機器構成 (1) 発信器 1 台 (2) 変換器 (自己診断機能・避雷機能付) 1 台 (3) その他必要なもの 1 式 6. 接続規格 上水フランジ 7. 測定範囲 0～1,000[m³/h]		
主 要 部 材	発信器 : SUS304/316 相当品 ライニング : PFA、FEP 又は PTFE、ポリウレタン、クロロプレン相当品 電極 : SUS316L		
付 属 品	メーカー標準付属品、専用ケーブル (約 60m)		
使 用 条 件	使用目的 計装設備 使用条件 標準使用状態 設置場所 屋外 屋内		
参 考 図	有 無		
製作者指定・登録	有 無		
工 場 検 査	社内 立会い 公的機関		
制 約 事 項	特になし 有り		
備 考			

個別材料仕様書

整 理 番 号		E-13	
機 器 名 称	接地端子盤	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W700×D120×H400 2. 形 式 屋内壁掛形 3. 収納機器 (1) 接地端子 60 mm ² 用 6 個 (2) 接地端子 測定用 2 個 (3) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：メラミン樹脂焼付塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受変電設備		
	使用条件 標準使用状態	設置場所	屋外 ☒ 屋内
参 考 図	有 ☐ 無 ☒		
製作者指定・登録	有 ☐ 無 ☒		
工 場 検 査	☒ 社内 立会い 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし 有り		
備 考			

個別材料仕様書

整 理 番 号		E-14	
機 器 名 称	接地端子箱	数 量	1 面
準 拠 規 格	J I S、J E M、J E C 関連規格		
仕 様	1. 概略寸法 W400×D120×H400 2. 形 式 屋外装柱形 3. 収納機器 (1) 接地端子 14 mm ² 用 4 個 (2) その他必要なもの 1 式 4. 取付器具 (1) その他必要なもの 1 式		
主 要 部 材	SS (塗装：ポリウレタン樹脂塗装)		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受変電設備		
	使用条件 標準使用状態	設置場所	☒ 屋外 ☐ 屋内
参 考 図	有 ☐ 無 ☒		
製作者指定・登録	有 ☐ 無 ☒		
工 場 検 査	☒ 社内 ☐ 立会い ☐ 公的機関		
制 約 事 項	☒ 特になし ☐ 有り		
備 考			

工事名：森本ポンプ場電気設備更新工事

工 程 案

[illegible]

(別表 2)

撮影内容及び頻度

電気設備

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
機器製作写真	機器単体	組立	組立状況		組立	特に指示がある場合
		完成	完成写真		完成時	1 回
	試験	出来形	形状寸法等		検測時	必要に応じて
		品質	測定試験実施中（試験用機材）		〃	測定細別ごと 1 回
	工場試験	社内試験 工場検査	試験状況、検査状況		試験検査時	主要検査項目
着手前及び完成写真	全景着手前		電気室、発電機室、中央監視室等代表的な電気関連室、代表的な施工現場		着手前	着手前 1 回
	全景完成		同上		完成後	施工完了後 1 回
	施工部分の着手前状況		電気室、機械室、発電機室基礎等		着手前	1 施工箇所毎に 1 回
			細別ごと		〃	〃
施工状況写真	仮設設備		使用材料、仮設状況、形状寸法、管理状況		施工前 施工後	1 施工箇所毎に 1 回
	設計図書との不一致		設計図書と現地との不一致状況		発生時	必要に応じて
	既設設備		増設部の既設状況		施工前	1 施工箇所毎に 1 回
	段階確認		品質確認状況、出来形確認状況		施工後	段階確認毎
	検査等		各種検査等の実施状況		検査中	検査毎に 1 回
安全管理写真	安全管理		工事標示板、労災保険、建設業許可書、建退協制度適用事業主現場標示板、施工体系図等の設置		設置後	種類毎に 1 回
			防護施設、安全標示施設、事故対策施設等の設置状況		〃	〃
			安全訓練、安全教育等の実施状況		実施中	実施毎に 1 回
使用材料写真	資材・機器の搬入		機器搬入に要する建設機械、仮設設備の設置状況		搬入前	1 施工箇所毎に 1 回
			仮置き、搬入状況		搬入中	〃
	資材		搬入状況	資材の規格・表示マーク、寸法（長さ、幅、径等）、数量等	搬入時	資材毎に 1 回
			保管状況		施工中	月 1 回程度

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	共通	あと施工アンカーボルト	施工状況	径、穿孔長、孔内清掃、挿入深さ等	施工中	施工箇所毎に1回
		発生材	発生材の整理・集積・搬出の状況等（搬出業者名がわかるもの）	発生材の名称、数量、規格等	搬出前	細別毎に1回
		障害物	形状・寸法等、工事目的物と障害物との関係		発生時 施工中	必要に応じて
		各種試験	各種試験（検査）の状況等	各種試験結果、試験用機材等	試験 検査時	測定、試験（検査）細別毎に1回
		その他	施工完了後確認し難い箇所		施工中	必要に応じて
	土工事	地中電路及びマンホール等	掘削・砂敷・埋設・締固め等の施工状況	掘削深さ・巾、砂敷詰め深さ・巾（下部、中間部、上部）、発生土埋戻し深さ等	〃	施工箇所毎に1回
			全景写真	施工状況	〃	施工前後と途中に必要に応じて
	マンホール・ハンドホール築造工事	基礎部	施工状況	砕石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	〃	施工箇所毎に1回
		築造部	・現場打ちマンホール配筋・型枠・コンクリート打設等の施工状況 ・組立式マンホール搬入・組立・防水処置等の施工状況	・現場打ちマンホール配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ（内面、首部）等 ・組立式マンホール寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	コンクリート工事（ピット築造工事、盤・機械基礎等）	地業工事	砂利・砕石締め固め等の施工状況	砕石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	施工中	施工箇所毎に1回
		鉄筋工	配筋等の施工状況	配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、基礎ボルト・あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		コンクリート工事	コンクリート打設（内部振動機による締め固め状況）、金ごて仕上げ・養生等の状況等	スランptest、強度試験等	〃	〃
		モルタル工事	目荒し、接着剤塗布の状況等	仕上がり厚等	〃	〃
		型枠	内面コーティング材の使用状況	寸法等	〃	〃
		縁金物	水平・垂直確認、取付け等の施工状況等	取付け配筋の径・ピッチ、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		防塵塗装	塗布面のクラック補修・塗布の状況等	塗布量・回数等	〃	〃
	電線路工事	ラック工事	振れ止め防止処置、セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線種別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		ダクト工事	点検口の位置関係、セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		バスダクト工事	セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	電線路工事	アクセスフロア工事	支持脚接着剤塗布、縁金物・ボーダー部のクッション材等の施工状況	アクセスフロア据付高さ等	施工中	施工箇所毎に1回
		防火区画工事等	防火区画処理等の段階毎の施工状況等	寸法、充填材量、認証マーク貼付等	〃	〃
		隠ぺい配管工事	布設等の施工状況	支持及びボンディング、鉄筋への結束等	〃	〃
		地中配管工事	管末防水処理、防食処置、異種管との接続、埋設標柱・導入線・末端部のキャップ等の施工状況	離隔、埋設シート布設深さ等	〃	〃
		露出配管工事	敷設等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、ボンディングアース、プルボックス水抜き穴等	〃	〃
	配線工事	延線	使用機材の状況、延線状況		〃	〃
		電線類の接続	端末処理の状況（高圧・低圧ケーブル）、負荷への接続状況、盤内整線状況、引込み部及び配管端のシール状況等		〃	〃
		ラック上の敷設	離隔、結束、整線等		〃	〃
		ダクト内の敷設	同上		〃	〃
		ピット内の敷設	離隔、結束、整線、接地線種別、表示札の取付け、セパレータ取付け、ボンディング等		〃	〃
		マンホール・ハンドホール内の敷設状況	余長・整線状況、行先表示札等の状況		〃	〃
	架空配線工事	建柱、張架	埋設、支線の施設、延線、強電線弱電線の離隔の施工状況等	電柱支柱の根入れ深さ、根かせ・ステーブロックの埋設深さ等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	接地工事	銅板、銅覆銅棒	施工状況	極上端の埋設深さ、極間の離隔、極と接地線の接続、接地線埋設深さ、地下・地上部保護管長さ、接地抵抗値、接地極埋設標等	施工中	施工箇所毎に1回
		ボーリング	施工状況、掘削機の設置・撤去の施工状況等	ビット径、掘削深度（ロット本数と電極本数）、電極最上部埋設深さ、接地抵抗低減剤量（袋数及び空袋数）、電極と接地線の接続、電極最上部の埋設深さ、接地線埋設深さ、地下・地上部保護管長さ、接地抵抗値、接地極埋設標等	〃	〃
	溶接工事	溶接	素地調整（ケレン）から仕上げまでの各工程、火災防止の施工状況等		〃	〃
	塗装工事	塗装	〃		〃	〃
	機械配管工事	機械配管据付	水・油・ガス管接合用シール材、排ガス管の断熱材、固定金物、天井・床・壁貫通処置、耐震補強等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、耐圧・気密試験等	〃	〃
	機器据付工事	機器の据付等	段取り、取付け、水平・垂直の確認、引込み口の小動物等侵入防止等の施工状況	ベース・母線等の締付トルク、機能増設の前後、少量危険物との離隔等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	その他工事	盤等架台の据付等	段取り、取付け、水平・垂直の確認等の施工状況	あと施工アンカーボルト、調整ライナー、ベースの締付トルク等	施工中	施工箇所毎に1回
		防波管等の据付	固定金物、排泥部等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、通水穴の大きさ・方向、水位計落下防止等	〃	〃
		壁貫通工	鉄筋等の探査、工法、躯体鉄筋の状況、耐震補強等		〃	〃
		機器まわり等の防水・防湿・開口部処置	シール、水抜き穴、開口部処置等の施工状況		〃	〃
		その他	監督職員が特に指定する撮影対象		〃	その都度
建設副産物写真	運搬状況		積み込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート等を入れる。但し全車両の必要はない		運搬時	各種類につき1回
	運搬経路		主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。		〃	〃
	現場内利用状況		工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。		施工中	〃
	工事間利用状況		搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。		施工中	〃
	ストックヤードの状況		利用状況		施工中	〃
	受入地の状況		受入先の現場状況		運搬時	〃
	再資源化処理処分施設の状況		施設名称看板等		運搬時	〃
	最終処分場の状況		施設名称看板等（直接最終処分する場合に限る）		運搬時	〃
	現場内での分別状況		現場内及び現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分類状況や収集状況		施工中	〃
	再生資源の利用状況		再生資源の種類がわかるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した場合と重ねることができる。		施工中	〃

写真 区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度
		状況写真	確認写真		
災害 写真	災害及び事故	工事中の災害及び事故が発生した場合の 現状及び復旧状況等		発生時	必要に応じて
	補償関係	被害又は損害状況		〃	〃

監 視 制 御 項 目 表

監視制御項目表

監視制御項目表

[illegible]

[illegible]

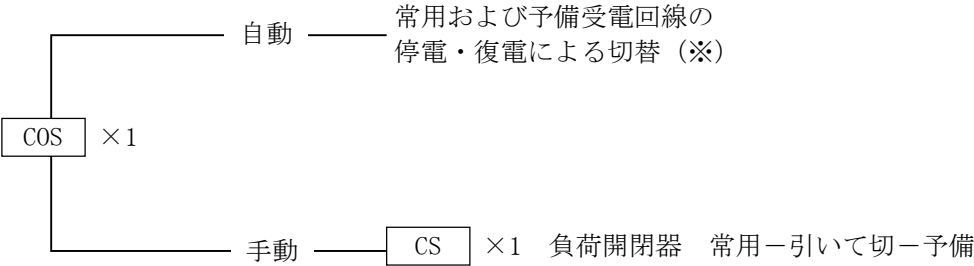
[illegible]

運 転 操 作 方 案

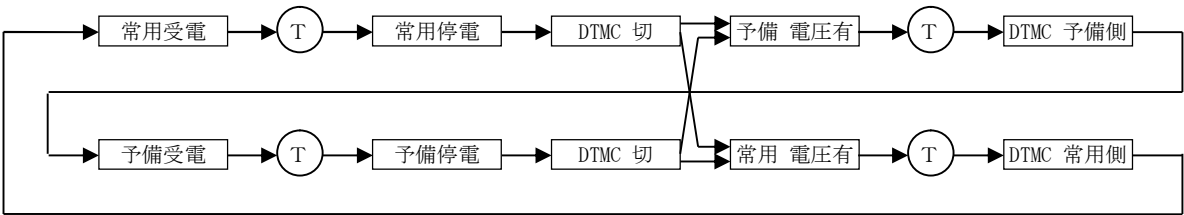
※ 本工事の運転操作方案は、標準的な機器の運転操作の概要を示しているものであり、詳細については、打合せによって決定するものとする。

機 器 名 称	容 量	台 数			備 考
		既設	今回	全体	
電源切替用高圧交流負荷開閉器	7.2kV 400A	1	1	1	

----- 屋外受変電設備



※自動動作詳細



機 器 名 称	容 量	台 数			備 考
		既設	今回	全体	
受電遮断器	7.2kV 400A	1	1	1	

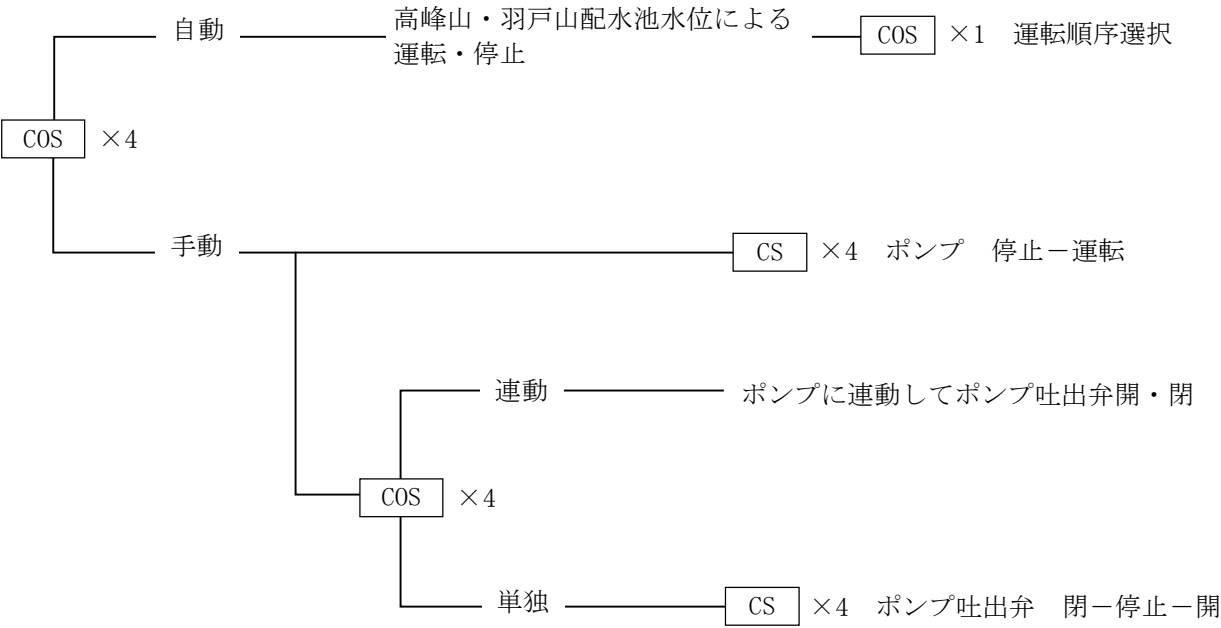
屋外受変電設備

CS

×1 受電遮断器 切—入

機 器 名 称	容量(kW)	台数			備 考
		既設	今回	全体	
1～4 号ポンプ	90	4	4	4	
1～4 号ポンプ吐出弁	1.5	4	4	4	

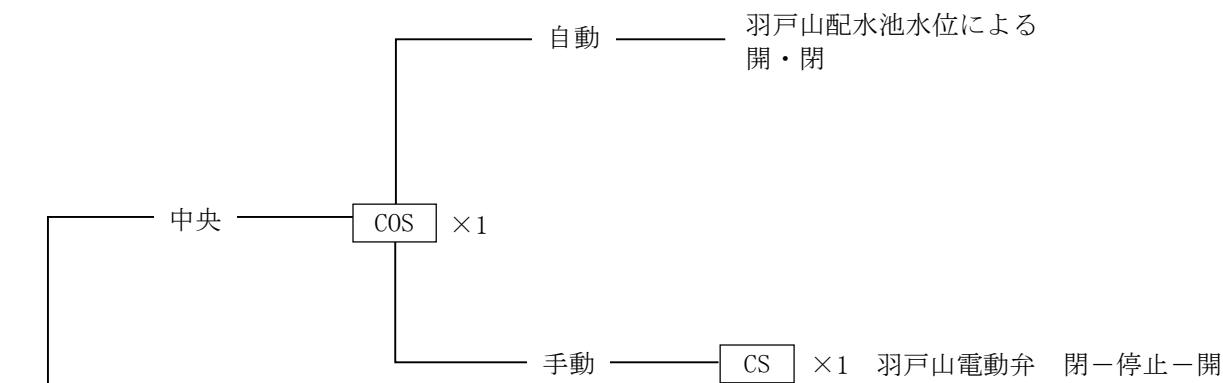
ポンプ室



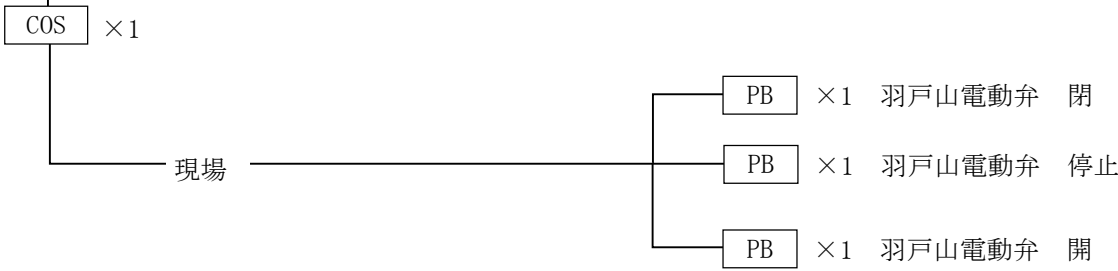
- 運転順序選択
- ・ 1 号ー2 号ー3 号ー4 号
 - ・ 2 号ー3 号ー4 号ー1 号
 - ・ 3 号ー4 号ー1 号ー2 号
 - ・ 4 号ー1 号ー2 号ー3 号
 - ・ ローテーション
- 故障号機は飛越運転とする。

機 器 名 称	容 量 (kW)	台 数			備 考
		既設	今回	全体	
羽戸山電動弁	1.5	1	0	1	

森本ポンプ場

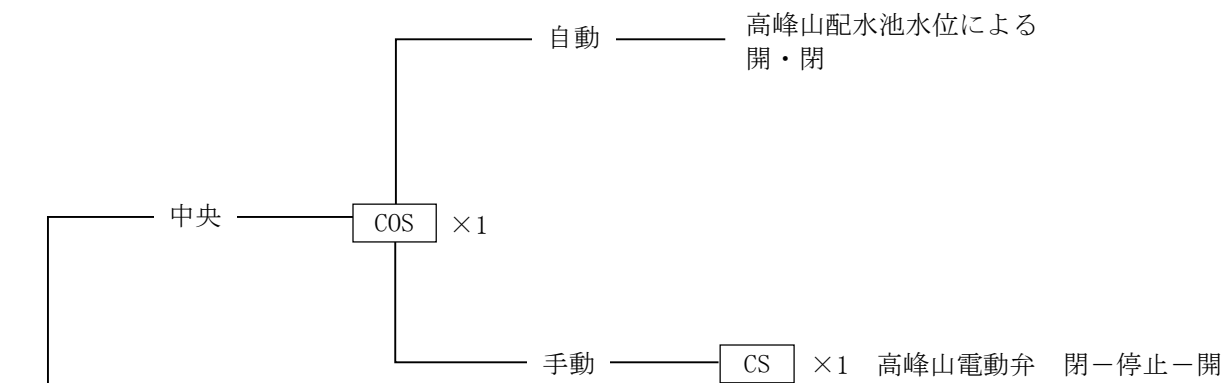


羽戸山配水池



機 器 名 称	容 量 (kW)	台 数			備 考
		既設	今回	全体	
高峰山電動弁	1.5	1	0	1	

森本ポンプ場



高峰山配水池

